

公園施設長寿命化計画に基づく施設管理計画

- ・令和 9 年度から 12 年度における公園施設の長寿命化計画に基づく施設管理にあたっては、別紙公園施設長寿命化計画調書によるものとする。
- ・令和 13 年度の「公園施設長寿命化計画に基づく修繕計画」は作成後に提示するものとする。
詳細については、資料 8「さぬき空港公園のリニューアル工事等について」を参照すること。
- ・施設の更新範囲・内容については協議を行うこと。
- ・施設の修繕・更新等は、安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減の観点から、計画的に実施するものとし、点検等により、施設の状態を把握しておくこと。
- ・点検等により、施設の修繕等が必要となった場合は、別途協議すること。